

青森県報

第三千百五十八号

平成二十一年
十一月六日
(金曜日)

規 則

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則をここに公布する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則

(利子補給)

第一条 県は、漁業経営の維持が困難な次条第一号に規定する中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通を円滑にするため、当該資金を貸し付ける同条第三号に規定する融資機関に対し、この規則の定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付する。

(漁業経営維持安定資金)

第二条 前条の利子補給の対象となる資金(以下「漁業経営維持安定資金」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

一 貸付対象者が、次に掲げる者(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和五十一年政令第百三十二号)第二条各号に掲げる業種に係る漁業を主として営むものを除く。以下「中小漁業者」という。)(のうち知事が別に定める要件に該当するものであって、知事が別に定めるところにより作成した漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)(が適当である旨の知事の認定を受けたものであること。

イ 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。)(の合計総トン数が三千トン以下であるもの

ロ 漁業を営む漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号又は第四号の事業を行う漁業協同組合を除く。)(
ハ 漁業生産組合

目 次

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則……………	(水産振興課)……………	一
告 示		
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)……………	三
道路の供用の開始……………	(道路課)……………	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課)……………	三
電子式積算線量計システムの購入に係る一般競争入札……………	(原子力安全対策課)……………	三
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課)……………	四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域県民局)……………	五
右……………	(中南地域県民局)……………	五
右……………	(上北地域県民局)……………	五
右……………	(同)……………	六
警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札……………	(警察本部警計課)……………	六
取用委員会……………		
公示送達……………	(監理課)……………	七

二 再建計画の認定を受けた中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務（知事が別に定めるものに限る。）の整理を行うのに緊急に必要な資金であること。

三 融資を行う者が次に掲げる金融機関（以下「融資機関」という。）であること。

イ 水産業協同組合法第十一条第三号の事業を行う漁業協同組合

ロ 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

ハ 農林中央金庫

ニ 銀行

ホ 信用金庫

ヘ 信用協同組合

四 一中小漁業者当たりの貸付限度額が知事が別に定める額であること。

五 償還期間（据置期間を含む。）が十年以内（貸付対象者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るために必要があると認められる場合にあつては、十五年以内）であること。

六 据置期間が三年以内であること。

七 償還方法が均等年賦払の方法によるものであること。

八 貸付利率が知事が別に定める利率であること。

（利子補給率）

第三条 漁業経営維持安定資金の利子補給率は、次のとおりとする。

区 分	利子補給率
一 以西底びき網漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第二号に掲げる漁業をいう。）又は近海かつお・まぐろ漁業（同令第一項第九号に掲げる漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）をいう。）を主として営む中小漁業者に貸し付けた資金	年〇・八パーセント
二 前号の中小漁業者以外の中小漁業者に貸し付けた資金	年一・二五パーセント

（利子補給契約書）

第四条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第五条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における漁業経営維持安定資金につき、第三条に規定する利子補給率ことに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第六条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第七条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

一 知事が当該利子補給に係る再建計画の認定の取消しを行ったとき。

二 漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき。

2 県は、融資機関がこの規則又は第四条の利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第八条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った漁業経営維持安定資金の融資に關し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に關する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

（青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外）

第九条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の廃止）

2 青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十九号）は、廃止する。

告 示

青森県告示第七百一十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほおずき薬局 いちい薬局鶴田町店	上北郡おいらせ町鶉久保一の八 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の二 五	平成二・二・一 "

青森県告示第七百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十二月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道 弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字大森字勝山二六四の一から 弘前市大字大森字勝山二七二の一まで	平成三・二・六

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人双松福祉会
- 三 代表者の氏名
正部家 佑介
- 四 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

電子式積算線量計システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

電子式積算線量計システム 一式

二 履行期限

平成二十二年三月二十六日

三 納入場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一

青森県原子力センター

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター

電話 〇一七五 七四 二二五一

2 入札書の提出方法

1 に掲げる提出場所に持参すること。

3 入札、開札の日時及び会場

(一) 日時

平成二十一年十一月十七日 午後一時三十分

(二) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階会議室

入札後、直ちに入札者の面前で開札を行うこととする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書（ただし、第四条第八号を除く。）を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p> <p>三沢市前平二丁目一の一、一七の二から一七の五まで、一八の二から一八の七まで、五六の二、五六の三、五七の一、五七の二、五七の四、五八の二から五八の七まで及び五九、前平三丁目</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p> <p>三沢市桜町一丁目一の三八 三沢市土地開発公社</p>
--	---

一の六の一部、一の七の一部、一の八の一部及び一の三から一の六四まで(第八工区)

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社共生建設

二 代表者の氏名 小笠原 大二

三 主たる営業所の所在地 青森市港町三丁目三の一九

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第八五六二号

五 取消年月日 平成二十一年十月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業

に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高谷建設株式会社

二 代表者の氏名 高谷 武志

三 主たる営業所の所在地 黒石市柵ノ木一丁目三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第七二四二号

五 取消年月日 平成二十一年十月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社力ネヨ中義工務店

二 代表者の氏名 中野渡 健一

三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町一の一四一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二六六七号

五 取消年月日 平成二十一年十月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、

鋼構造物、鉄筋、ほ装、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、水道施設工

事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 経商事株式会社

二 代表者の氏名 小山田 稔

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上四一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第九一六三号

五 取消年月日 平成二十一年十月六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十一年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

1 警察官冬帽子外 総数 一四、〇四四点

2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による

3 納入期限 平成二十二年二月二十六日

4 納入場所 青森県警察本部及び県内十八警察署

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市新町二丁目三の二
青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二二一（内線二三四三）

2 入札書の提出期限
平成二十一年十二月十七日 午後四時

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の二
青森県警察本部 一階会議室
平成二十一年十二月十八日 午前十時

四 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二條第一項第二号の規定により免除とする。

五 契約保証金に関する事項
契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にはおいては、その全部又は一部の納付を免除することとする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's winter hat and others,
total of 14, 044 items

(2) Specification and quantity

of other purchase will be referred to a bid explanation

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ
and 18 police stations in the
prefecture

3 Due date:

February 26, 2010

4 Time limit for tender:

4:00 P.M. December 17, 2009

5 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十一年十一月六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十一年十月十九日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十一年十一月二十四日を経過した時に送達があったものとみなされます。

別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所
佐藤尚光	住所不明 ただし、住民票の住所 青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端26番地
栗田拓海	住所不明 本籍 ただし、 青森県八戸市大字鮫町字小長根13番地

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭